

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	取引時確認が必要となる仮想通貨交換業者の取引の敷居値の引下げ	
担当部局	金融庁企画市場局総務課調査室	電話番号: 03-3506-6000(内線:3514) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和2年1月14日	
規制の目的、内容及び必要性	<p>【現状】 現行の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(以下「犯収法施行令」という。)第7条第1項第1号では、仮想通貨交換業者が顧客の取引時確認を行わなければならない特定取引として、以下の取引を規定している。 ①仮想通貨の交換等を反復継続して行うこと又は仮想通貨の管理を行うことを内容とする契約の締結(同号ヨ) ②価額が200万円を超える仮想通貨の交換等(同号タ) ③価額が10万円を超える仮想通貨の移転(同号レ) ②の取引の敷居値である200万円は、同号タの制定当時のFATF勧告の内容(顧客との一見取引について、敷居値を15,000ドル/ユーロとする)との平仄及び現行の犯収法施行令における大口現金取引の敷居値(同号ツ等)を踏まえて規定されたものである。 ※一方で、③の取引については、FATF勧告の内容(1,000ドル/ユーロを超える電信送金については正確な送金人情報が必須)及び現金送金の敷居値(同号ツ)との平仄を踏まえ、その敷居値は10万円とされた。</p> <p>【課題】 仮想通貨は、容易に越境移転可能な性質から、②の取引の価額が200万円を下回る場合であっても、顧客の取引時確認を適切に実施していくことがマネー・ロンダリング対策上適当と考えられる。 ※ 令和元年6月に改訂されたFATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)勧告の解釈ノートにおいても、仮想通貨の一見取引について、その敷居値を1,000ドルとすることが求められるとされている。</p> <p>【改正の内容】 本規制は、犯収法施行令を改正し、仮想通貨交換業者が顧客との間で②の取引を行う際の敷居値を10万円(改正前は200万円)に引き下げるものである。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項第1号タ
想定される代替案	仮想通貨交換業者が①の際に取引時確認を行っていない顧客との間で、②の取引を行うことを禁止する。	
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	現在、仮想通貨交換業者は22社(令和元年12月24日現在)存在する。これらの社が顧客と取引関係に入る場合、一般に、まず①の取引を行うため、その際に取引時確認が行われる。犯罪による収益の移転防止に関する法律上、①の際に取引時確認(確認記録を作成・保存している場合に限る。)を行った顧客との間で、その後、②の取引を行う場合には、既に取引時確認済であることを確認すれば、改めて取引時確認を行う必要がないことから、②の取引の敷居値を200万円から引き下げたとしても、既に存在する仮想通貨交換業者にシステム改修等の新たな負担は生じない。 ①の取引を行うことなく②の取引を顧客と行う仮想通貨交換業者が現れた場合、当該事業者は、10万円を超える仮想通貨の交換等を行う場合に顧客の取引時確認を行わなければならないため、取引時確認や記録保存に係るシステム費用や人件費が発生する。	現在、仮想通貨交換業者は22社(令和元年12月24日現在)存在する。これらの社が顧客と取引関係に入る場合、一般に、まず①の取引を行うため、その際に取引時確認が行われる。 ①の際に取引時確認を行っていない顧客との間で、②の取引を行うことを禁止したとしても、現在存在する仮想通貨交換事業者の現在行っている業務に与える影響はなく、遵守費用は発生しない。
(行政費用)	国において、仮想通貨交換業者の、改正後の規制の遵守状況に係る検査・監督費用が発生する。ただし、仮想通貨交換業者についての監督・検査は改正前より行われており、本改正に伴う人員の追加は不要であることから、追加費用は発生しない。	同左
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	①の取引を行うことなく②の取引を顧客と行う仮想通貨交換業者が現れた場合には、価額が10万円を超える仮想通貨の交換等を行う場合に顧客の取引時確認を行わなければならないことから、不正な目的で仮想通貨を入手・売却しようとする者の取引の未然防止や取引について事後的に事業者や当局のトレース等がより容易となり、マネー・ロンダリングの防止に資することが期待される。	①の取引の際に取引時確認を行っていない顧客との間で、②の取引を行うことを禁止することにより、不正な目的で仮想通貨を入手・売却しようとする者の取引の未然防止や取引について事後的に事業者や当局のトレース等がより容易となり、マネー・ロンダリングの防止に資することが期待される。
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。	一律に①の際に取引時確認を行っていない顧客との間で、②の取引を行うことを禁止する場合、今後現れ得る先進的なサービスや取引の利便性を阻害する可能性がある。
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	<p>(本案の場合) マネー・ロンダリングの防止といったプラスの効果は遵守費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>(代替案の場合) 代替案は、本案と比較してより厳格な規制となることから、今後現れ得る先進的なサービスや取引の利便性を低下させる可能性がある。本案は、国際的なルールが求める水準を満たし、かつイノベーションに配慮したマネー・ロンダリング防止対策と考えられることから、本案による改正が適当と考えられる。</p>	
その他関連事項		
事後評価の実施時期等	改正後の犯収法施行令施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		